

〔加賀市企業誘致推進員制度〕

市外企業の市内進出情報を提供し、また、その企業へ市情報の提供などの業務を行った者に対し、報酬をお支払いする制度です。

【制度概要】

① 企業 誘致 推進 員	1) 要件	<p>企業から投資計画や工場立地等の相談を受ける立場にある個人又は法人で、以下の業務を行っているもの</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>製造業、建設業、運輸業、銀行業、協同組織金融業、政府関係金融機関、不動産業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業、不動産鑑定業、企業誘致業務経験者</p> </div> <p>【不適要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員、国家公務員及び自治体職員等（配偶者、一親等の親族含む。） ・ 暴力団関係者 ・ その他不適格と認めるもの
	2) 登録審査	審査後、審査結果を通知する
	3) 登録期間	3年間（更新可）
	4) 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地希望企業情報の市への提供 ・ 立地希望企業に対しての市情報の提供 ・ 立地希望企業との連絡
	5) 義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務遂行上、知り得た秘密を漏らさないこと ・ 業務遂行中に生じた苦情、紛争等を自己の責任で処理すること ・ 情報収集に際し、不正又は不当な行為を行わないこと
②情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地希望企業の同意を得た情報であること ・ 文書（情報提供書）によって行うこと
③ 報 奨 に つ い て	1) 報奨の額	<p>立地支援対象経費に以下の率を乗じた額</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工場適地等で立地した場合 1.0%（小塩辻工場団地） ② 工場適地外で立地した場合 0.5%
	2) 限度額	2,000万円（1件当たり）
	3) 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加賀市企業立地促進条例の支援措置の認定を受けていること ・ 誘致された企業が、用地又は用地を使用する権利を取得した後、3年以内に企業が操業を開始していること ・ 推進員の登録を取り消されていないこと
	4) その他	報奨金は、立地支援確定後に支払う（10万円単位）
④情報収集等にかかる経費		情報収集等のための企業訪問等に対する旅費その他の経費は一切支給しない。
⑤情報の無効		<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地希望企業の立地の意思がないことが確認されたとき ・ 情報提供を行った推進員が、立地希望企業及びその役員、社員（配偶者、一親等の親族を含む。）であるとき ・ 要綱第5条の規定により、推進員としての登録を取り消されたとき

【お問い合わせ先】

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二 41

加賀市役所 企業誘致室

TEL:0761-72-7820 / FAX:0761-72-7991 / E-Mail:kigyou@city.kaga.lg.jp